



厚労省、改正社福法施行に係る行政向け説明会の資料を公表
～11月28日開催関係資料がHPに掲載される～

◆11月11日に改正社会福祉法に関連した政省令（社会福祉法施行令・施行規則）のほか、関係の通知、事務連絡等が発出され、厚労省HPに掲載されていることは既報の通りです。このたび同じページの上に、11月28日に社会・援護局福祉基盤課が開催した「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」の資料が掲載されました。

この中では、定款変更の手続きや社会福祉充実計画などについて触れられていますが、来年度からの現況報告書の様式案が示されているほか、社福における契約制度（入札、随契等）に関する規制緩和についても触れられています。

定款の作成にあたっての記載事項（必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項）については、その区分と内容についてまとめられているため、定款変更認可申請時の参考になるものとなっています。

また契約制度の規制緩和については、これまでの工事、物品、その他の区分による予定価格250万円超、160万円超、100万円超の契約に係る契約の縛りについて、いずれも1,000万円以下のはお見積もりで可とすることなどが検討されており、その資料も収録されています。（右表参照）

重要な内容も含まれておりますので、ぜひ一度お目通しください。（参考：厚労省HP）

＜契約方法の規制変更に関する検討内容＞

	区分			契約ルール
	工事又は製造の請負	食品・物品等の買入れ	その他	
予定価格	250万円以下	160万円以下	100万円以下	随意契約可 (2社以上の相見積)
	1000万円以下			随意契約可 (3社以上の相見積) ※ 企画競争が望ましい。
	1000万円超			競争入札
会計監査人未設置法人	○ 法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定する。 (上限額※) 建築工事：20億円 建築技術・サービス：2億円 物品等：3000万円			随意契約可 (3社以上の相見積) ※ 企画競争が望ましい。
会計監査人設置法人				競争入札

医療・福祉関係業種の初任給が最低
～2016年賃金構造基本統計調査～

◆厚労省は17日、2016年の「賃金構造基本統計調査(初任給)」を公表しました。この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とした統計調査で、主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等の賃金の実態を明らかにするものです。今回の調査では、そのうちの初任給の結果を取りまとめたものとなっています。調査は、新規学卒者を採用した5人以上の常用労働者を雇用する15,308事業所の6月分の賃金状況をまとめたものです。

中でも注目すべき点として、職種別の統計において「医療・福祉」業で働く高卒男子の初任給が主要12産業中最も低いことが明らかになり、前年度比で0.5%増(800円増)ではあるものの、初任給の月額額は151,500円という結果でした。「医療・福祉」の業種の初任給は、以下の通りです。

〔学歴別〕	大卒	196,700円 (前年比2,300円減)
	高専・短大卒	179,200円 (同100円減)
	高卒	151,500円 (同800円増)。
〔性別〕	男子大卒	196,700円 (4,400円減)
	高専・短大卒	184,100円 (2,000円増)
	高卒	148,200円 (1,800円増)
	女子大卒	196,800円 (1,500円減)
	高専・短大卒	178,200円 (600円減)
	高卒	152,900円 (600円増)

介護職や保育職の処遇改善が注目される中、厚労省も様々な取り組みを行っていますが、まだまだ十分とは言えない状況が明らかになり、今後の動向にさらなる注目が集まりそうです。

(参考：厚労省HP／福祉新聞)

平成27年度の経営分析参考指標
～福祉医療機構が販売開始～

◆独立行政法人福祉医療機構は、平成27年度決算を基礎とした「経営分析参考指標」の発売を開始しました。この指標は、同機構が設備資金を貸し付けている法人から毎年提出を受けている財務データをもとに集計されているもので、下記の法人、施設種別のものが発売されています。現時点ではまだ予約受付のものもありますが、今後順次発売される予定です。ご希望の方は、同機構HPからお申込みいただけます。(定価：1種類3,240円／送料・消費税込)

- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- 保育所 ●障害福祉サービス
- ※以上に、社会福祉法人の経営分析参考指標が含まれています。
- 病医院 ●介護老人保健施設
- ※以上に、医療法人の経営分析参考指標が含まれています。

(参考：福祉医療機構HP)